

いっばんつうやくしえんじぎょうじっしやうりょう
かながわ一般通訳支援事業実施要領

もくてき
(目的)

第1条 本事業は、外国籍県民に暮らしやすい地域社会づくりを推進するため、日本語を母語としない外国籍県民等が日常生活の中で通訳を必要とする場合に通訳ボランティア等(以下「通訳協力者」という。)を紹介し、外国籍県民等に対する福祉の向上を図ることを目的とする。

しえんはんい
(支援範囲)

第2条 事業者は、次に掲げる事務について、第3条に掲げる者からの依頼に基づき、通訳の支援を行うものとする。

- (1) 公的機関が提供する外国籍県民に対する公的サービス
- (2) 外国籍県民が必要とする公的サービス
- (3) 短期滞在外国人のための緊急対応
- (4) その他国際課長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務については、支援を行わないものとする。

- (1) 法律行為にかかわるもので、個人の権利・義務に重大な影響を与えるおそれがあるもの
- (2) 医療機関における医師、患者との間の診療行為に属するもので、患者の健康や生命に重大な影響を与えるおそれがあるもの
- (3) 本事業の趣旨に照らして不相当と認められるもの

いらいしや
(依頼者)

第3条 通訳の支援依頼は、次に掲げる者が行うことができる。

- (1) 県内に所在する国・県・市町村の機関(国公立学校を含む。以下「公的機関」という。)
- (2) 日本語を母語としない外国籍県民等
- (3) その他国際課長が認める者

とうろく
(登録)

第4条 事業者は、県域で通訳を行うことを申し出た者を神奈川県通訳バンクシステム登録者一覧表に登録するものとする。

2 事業者は、毎年度、前項の規定により登録した者に対し、登録の意思を確認するものとする。

3 事業者は、第1項により登録した者に対して、本要領に基づく一般通訳に従事するために必要な研修を実施するものとする。

しえんほうほう
(支援方法)

だい じょう じぎょうしゃ いらいしゃ いっぽんつうやくしえんじぎょういらいしよ だい じょう さだ つうやく
第5条 事業者は、依頼者から一般通訳支援事業依頼書により第2条に定める通訳
しえん いらい う かながわけんつうやく どうろくしゃいちらんひょうおよ つぎ かか
支援の依頼を受けたときは、神奈川県通訳バンクシステム登録者一覧表及び次に掲げ
つうやくきょうりよくしゃ なか てきとう もの じんせん いらいしないよう どうい え うえ
る通訳協力者の中から適当な者を人選し、依頼内容について同意を得た上で、
いらいしゃ しょうかい
依頼者に紹介するものとする。

- (1) がいこくせきけんみんそうだんじぎょう そうだんいん
外国籍県民相談事業の相談員
- (2) しょうそんまた けんおよ しょうそん こくさいこうりゅうきょうかいとう うんえい つうやく
市町村又は県及び市町村の国際交流協会等が運営する通訳ボランティア
せいど どうろく もの
制度に登録している者
- (3) がいこくせきけんみんしえん こくさいこうりゅう こくさいきょうりよくとう かつどう おこな
外国籍県民支援・国際交流・国際協力等のNPO・NGO活動を行って
ものおよ どうがい しょうかい う もの
いる者及び当該NPO・NGOから紹介を受けた者

2 依頼者は、依頼内容について通訳協力者から説明を求められたときは、これに応じ、
じゅうぶん りかい え つと
十分な理解が得られるよう努めなければならない。

3 依頼者は、紹介を受けた通訳協力者と依頼内容にかかわる具体的な調整を行
いらいしゃ しょうかい う つうやくきょうりよくしゃ いらいしないよう ぐたいてき ちょうせい おこな
い、内容に変更が生じた場合等必要に応じ、その結果を事業者に報告するものとし
ないよう へんこう しょう ばあいとうひつよう おう けっか じぎょうしゃ ほうこく
る。

せきにん
(責任)

だい じょう つうやく かん しょう せきにん つうやくきょうりよくしゃ こいまた じゅうだい かしつ
第6条 通訳に関して生じる責任は、通訳協力者に故意又は重大な過失がない
かぎ いらいしゃ お
限り、依頼者が負うものとする。

ひよう
(費用)

だい じょう ひよう つうやく かか じっぴべんしょうそうとうがく い か ひよう かい
第7条 費用は、通訳に係る実費弁償相当額(以下「費用」という。)として、1回3
じかん あ げんそく えん
時間当たり原則3,240円とする。

2 前項に規定する1回3時間を超過した場合は、超過分について3時間毎に1件とし、
かくけん どうよう はけんひよう はっせい
各件につき同様の派遣費用が発生する。

3 前2項の規定にかかわらず、費用を別に定めることについて相当の理由がある場合は、
せん こう きてい ひよう べつ さだ そうとう りゆう ばあい
依頼者及び通訳協力者との間で協議し、費用を別に定めることができる。

4 依頼者は、通訳支援依頼のキャンセルを行う場合は通訳実施日の1営業日前まで
いらいしゃ つうやくしえんいらい おこな ばあい つうやくじっしび えいぎょうびまえ
に事業者に申し出なければならない。当日のキャンセルの場合、依頼者は原則として
じぎょうしゃ もう で どうじつ ばあい いらいしゃ げんそく
第1項及び第3項に規定する金額を支払う義務を負う。

しはらい
(支払)

だい じょう いらいしゃ つうやくしえん かんりょうご せんじょうだい こう だい こう きてい ひよう
第8条 依頼者は、通訳支援の完了後、前条第1項から第4項に規定する費用について

て、事業者を経由して通訳協力者に支払う。

- 2 前項について、依頼者が第3条で規定する(2)である場合の費用は、外国籍県民支援NPO等が代わって支払うことも可能とする。

ほんやく
(翻訳)

第9条 翻訳は、本事業の通訳に附随する最低限のものについて通訳協力者が同意した場合に限り行えるものとする。

けっかほうこく
(結果報告)

第10条 依頼者は、依頼事務終了後速やかに、一般通訳支援事業結果報告書を事業者に提出するものとする。

さいがいじ
(災害時における本事業の取扱い)

第11条 大規模地震・風水害等の災害発生時には、本事業における通訳支援業務を休止することとする。

- 2 前項の規定に関わらず、災害時における被災者への支援活動を申し出た者を神奈川県通訳バンクシステム登録者一覧表に登録し、人材の把握を行うものとする。

しゅひぎむ
(守秘義務)

第12条 通訳協力者は、本事業の通訳を行うに当たり、知り得た秘密を他に漏らすてはならない。

じっしさいもく
(実施細目)

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は、国際課長が別に定める。

ふそく
附則

- この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 「通訳支援事業実施要領」(平成13年4月1日制定)は、廃止する。
- 附則2により廃止された通訳支援事業実施要領に基づき作成された神奈川県通訳バンクシステム登録者一覧表は、本要領第4条で定める神奈川県通訳バンクシステム登録者一覧表とみなす。

ふそく
附則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。